

確 認 書

奈良県（以下、「甲」という。）、奈良市（以下、「乙」という。）、近畿日本鉄道株式会社（以下、「丙」という。）は、国土交通省へ提出する丙の大和西大寺駅周辺および同駅以東の8踏切道における各地方踏切道改良計画書（別添資料参照、以下、「各計画書」という。）について、以下の事項を確認する。

（目的）

第1条 本確認書は、各計画書記載内容に対する前提条件や補足事項等について、確認することを目的とする。

（対象区間および対象踏切道）

第2条 本確認書における対象区間および対象踏切道は、別添図のとおりとする。

（記載する対策）

第3条 各計画書には、踏切道を除却することを目的に複数の踏切道を対象として実施する抜本的な対策（以下、「抜本対策」という。）と、抜本対策が実施されるまでに、各踏切道において早期に効果を発現するため、必要に応じ実施する対策（以下、「速効対策」という。）を記載する。

（抜本対策の内容と費用負担）

第4条 抜本対策の内容については、大和西大寺駅付近から奈良市油阪町付近までの連続立体交差事業（以下、「事業」という。）とし、全ての区間が連続立体交差事業の補助の対象として採択を受けることを前提とする。

2 事業は、以下の区間ににより構成するものとする。

区間名称	区間
高架化区間 A	既設線取付部（京都方、難波方、橿原神宮前方）～大和西大寺駅部と同駅部から大宮通への線路移設に伴う取付開始点まで
高架化区間 B	同取付開始点から線路が地平となる地点まで
地平区間	高架化区間 B と地下化区間の間
地下化区間	近鉄奈良駅側から線路が地平となる地点まで

3 事業の費用については、「都市における道路と鉄道との連続立体交差化に関する要綱」（以下、「要綱」という。）及び「都市における道路と鉄道との連続立体交差化に関する細目要綱」（以下、「細目要綱」という。）における負担区分とする。

- 4 高架化区間 A の鉄道受益相当額の算定については、細目要綱第 8 条及び第 16 条に定めるところとする。高架化区間 B は要綱第 6 条 2 項に定める都市側の増加費用とする。また、地平区間及び地下化区間の鉄道受益相当額については、細目要綱第 8 条を踏まえ、鉄道事業者の受益額と受損額を積み上げて協議するものとする。受益額は踏切除却益、踏切事故解消益、地上貸付益、施設更新益、発生物件、受損額は施設維持費の增加分を基本として協議するものとする。
- 5 事業に要する費用の総額から、丙の負担額及び国庫補助金を差し引いた甲と乙の負担については、今後、甲と乙で協議するものとする。

(速効対策の内容と費用負担)

- 第 5 条 速効対策の内容については、保安設備の整備による対策（踏切警報灯の改良等、別添資料参照）およびそれ以外の対策（路面標示、案内看板設置等、別添資料参照）とする。
- 2 前項のうち保安設備の整備による対策については、丙が主体となり、鉄道施設総合安全対策事業費補助（踏切保安設備整備）事業として実施する。またそれ以外の対策については、甲または乙が主体として実施するものとし、丙はそれに協力する。
 - 3 歩行者の安全確保等の観点から、各計画書に記載したもの以外の速効対策についても、引き続き、甲、乙、丙が協議を行う。

(計画の実施、変更)

- 第 6 条 事業の実施については、甲、乙、丙で必要な検討を行い、検討過程において、甲、乙においてそれぞれが県民、市民、地方議会の理解を得ながら、甲、乙、丙の合意のもと計画を実施するものとする。
- 2 第 4 条の協議の結果や、社会情勢や交通を取り巻く環境の変化により、計画書に掲げる改良の実施に支障が生ずる場合は、甲、乙、丙の協議により計画を変更するものとする。

(疑義等の決定)

- 第 7 条 本確認書に定めのない事項、または本確認書に関して疑義が生じたときは、甲、乙、丙で協議のうえ、これを定めるものとする。

この確認書の交換を証するため、本書3通を作成し、甲乙丙各自記名押印のうえ、各1通を保有する。

令和 3年 3月 日

甲 奈良県知事 荒井 正吾

乙 奈良市長 仲川 元庸

丙 近畿日本鉄道株式会社
代表取締役社長 都司 尚